

入居金	入居時に一括してお支払いいただく費用
-----	--------------------

2025年10月1日作成

居室タイプ		A3・A4	B	C	D	E・E´
専有面積（㎡）		32.2	42.9	55.1	61.4	64.4
間取り		1K	1DK	2DK	2DK	2LDK
戸数（戸）		100	50	48	3	90
1人入居	入居金（総額）		2,640万円	3,214万円	3,872万円	4,064万円
	内訳	入居一時金	1,696万円	2,270万円	2,928万円	3,120万円
		介護等一時金	一律 735万円			
		健康管理一時金	一律 209万円			
2人入居	入居金（総額）		－	4,516万円	5,174万円	5,366万円
	内訳	入居一時金	－	2,628万円	3,286万円	3,478万円
		介護等一時金	－	一律 1,470万円(735万円×2名分)		
		健康管理一時金	－	一律 418万円(209万円×2名分)		

【入居一時金は非課税、介護等一時金・健康管理一時金は消費税込】

※入居一時金の使途については、下の注1をご参照ください。 ※介護保険給付対象外の介護サービスに対する費用として、介護等一時金が必要です。詳細は下の注2をご参照ください。 ※健康管理一時金の使途については下の注3をご参照ください。
※ご入居後、一般居室から介護居室にお住替えいただくことがあります。詳細は裏面をご参照ください。

月々必要となる費用	管理費・食費・居室において個人で使う光熱水費等
-----------	-------------------------

●管理費

1人入居	62,180円／月
2人入居	99,490円／月

使 途：
管理費は共用施設等の維持管理費、事務費並びに各種相談、余暇活動サービスに要する費用及び、事務管理課職員、コミュニティサービス職員、施設長と各課職場長と診療所師長の人件費に充当する。

※管理費は定住しない場合でも必要です。
※物価や諸費用の変動等によって、改定される場合があります。

●光熱水費等

【一般居室】居室内の光熱水費・電話代等は別途実費負担（メーター付）。
電気は電力会社と直接契約

●食費

朝 食	572円／食
昼 食	902円／食
夕 食	1,199円／食
合 計	2,673円／日

※物価や諸費用の変動等によって、改定される場合があります。

●その他の費用

介護に必要な消耗品代(おむつ代・リネン費など)実費、洗濯代(洗濯諸雑費)100円/回、乾燥代 200 円/回(ご自身のお部屋で職員が行う場合洗濯代(洗濯諸雑費)は必要ありません)
共用介護個室(一時介護室兼用)を利用した場合は、諸雑費(1日あたり内訳…リネン費 138 円、洗濯代(洗剤等消耗品費)18 円、水道代 54 円、給湯代 56 円、電気代は電力会社からの請求による按分)がかかります。
ゲストルーム利用料 お一人様 5,500 円/泊(大人)、家族室利用料1室 12,800 円/泊、屋内倉庫利用料 1,100 円/月(保証金 200,000 円が別途必要、但し解約時に返金)、駐車場(専用区画使用料)3,130 円/月

●月々の生活費の目安

	1人入居	2人入居
管 理 費	62,180円	99,490円
食 費	80,190円	160,380円
水 道 料	1,560円	2,100円
給 湯 料	2,050円	2,970円
電 話 代	400円	400円
合 計	146,380円	265,340円

※食費は3食30日食堂利用の場合です。
※給湯料は大浴場を利用した場合の目安です。また、水道・ガスの一般料金を基に算定する変動料金となります。
※上記金額は目安で、実際には利用状況により異なります。
※電気は電力会社と直接契約になり、電気代が別途必要となります。
※その他、各サービス提供時に発生する消耗品等の実費は別途必要となります。

注1 入居一時金の使途について
入居一時金は、目的施設(居室及び共用施設)を終身にわたって利用するための家賃相当額に充当します。老人福祉法第29条第8項において受領が禁止されている権利金又は対価性のない金品に該当しません。
(注)ご入居者の行動が、他のご入居者又は従業員の生命等に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができない場合、事業者から契約を解除することがあります。
注2 介護等一時金について
介護等一時金は、居室と共用施設における平均利用年限に係る介護保険給付対象とならない介護サービスの費用の額に、平均利用年限を超えて継続的に利用する場合に備えて受領するものとして合理的に算定した金額を加算した額をご契約時に一括してお支払い

いただく負担金(一人あたり7,350千円)です。また負担金設定時の長期推計額の内訳は以下のとおりです。
①要介護者等以外に提供される生活支援サービス……………2,474千円
【生活支援サービス例】
●一時的に体調を崩した時の日常生活上の介助●緊急時又は一時的に体調を崩した時の医療機関への通院、または入退院時の付添い(但し協力医療機関と、施設より半径5km以内の医療機関及び*施設が指定する医療機関に限る。通院付添い時の交通費の実費(付添い職員分も含む)は入居者負担となります。)
●入院時の医療機関への見舞い訪問(週1～2日、但し協力医療機関と、施設より半径5km以内の医療機関及び*施設が指定する医療機関に限る。)
●居室等からの緊急用コールの対応●アスレチックジムトレーニングサービス
*施設が指定する医療機関:兵庫県立ひょうごこころの医療センター、神戸市立医療センター中央市民病院、神戸大学医学部附属病院、日本赤十字社神戸赤十字病院、

神戸労災病院、神戸市立西神戸医療センター、国立病院機構神戸医療センター、川崎病院、隈病院、他救急指定搬送された病院(原則、神戸市の緊急搬送基準による)
②要介護者等に提供される人員過配置によるサービス……………4,876千円
(要介護者等2人に対し、週36時間換算で介護・看護職員1人以上)
※人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付(利用者負担分を含む)による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づく。
なお当該金額は、老人福祉法第29条第8項で定める受領が禁止されている権利金又は対価性のない金品に該当しません。
注3 健康管理一時金の使途について
人間ドック(年1回)、健康診断(年1回)、健康診査(月1回)、健康相談、緊急時の対応についてゆうゆうの里診療所に委託する費用です。当該金額は、老人福祉法第29条第8項で定める受領が禁止される権利金又は対価性のない金品に該当しません。

介護保険の費用負担について

介護保険法に定める「介護予防特定施設入居者生活介護」及び「特定施設入居者生活介護」サービスを受けるに
いたった場合の利用料の自己負担金(1割、2割又は3割)をご負担いただきます。

(参考:神戸市の場合…1ヶ月30日で計算、1割負担の場合の目安)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担金 (月額)	5,787円	9,897円	17,138円	19,257円	21,470円	23,526円	25,707円

※要支援1及び要支援2以外は「夜間看護体制加算(Ⅰ)(自己負担金570円/月(1ヶ月30日計算))」の適用があり別途ご負担いただきます。

※「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(自己負担金696円/月(1ヶ月30日計算))」「科学的介護推進体制加算(自己負担金43円/月)」「生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(自己負担金11円/月)」「協力医療機関連携加算(Ⅰ)(自己負担金106円/月)」を別途ご負担いただきます。

※このほか、利用者によって「個別機能訓練加算(Ⅰ)(自己負担金380円/月(1ヶ月30日計算))」「個別機能訓練加算(Ⅱ)(自己負担金21円/月)」「口腔・栄養スクリーニング加算(自己負担金21円/6ヶ月)」「退院・退所時連携加算(自己負担金32円/日)」「看取り介護加算(Ⅱ)(自己負担金603円/日～1,877円/日)」「退居時情報提供加算(自己負担金264円/回)」「新興感染症等施設療養費(自己負担金253円/月～1,265円/月)」を別途ご負担いただく場合があります。

※「介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)」として、介護給付費及び加算給付費の合計額に対する12.8%の金額の1割、2割又は3割を別途ご負担いただきます。

お支払い方法について

●入居金

原則として、契約時に一括払いとなります。銀行振込でお支払いください。
ご事情によっては契約時に入居金の75%以上をお支払いいただき、残金を2年以内に一括でお支払いいただく「残金一括後払いプラン」、又は残金を15年間毎月分割でお支払いいただく「残金分割後払いプラン」もご利用いただけます。その場合、残金には利息が付されます(金利は固定年利 2.0%(現行))。お支払いの計画にあわせてご相談ください。

●管理費等の月々の費用

口座振替の手続きをしていただき、毎月口座からの引き落としとなります。

返還金制度

契約後15年以上経過した場合は、返還金はありません。

※住替えについて

入居後、日常的に介護が必要となった場合には、本人の同意の上、一般居室から介護居室へ住替えていただきます。介護居室の面積は一般居室より専有面積が狭くなります(20.9㎡(M1タイプ・31室)・31.1㎡(M2タイプ・50室)・48.7㎡(M3タイプ・2室)の3タイプ(全個室))。介護居室へ移る場合は、当初入居した一般居室の利用に関する権利は消滅し、新たに介護居室の利用に関する権利が発生します。介護居室の仕様は、浴槽がない等、当初入居した居室と住居設備が異なります。当初入居した居室と住替え後の居室とで入居金の調整(返金または追加負担)を行います。ただし、居室の構造や仕様の変更又は専有面積の減少に応じた調整ではありません。当初入居した居室の原状回復費用は、通常の使用に伴い生じた居室の損耗をのぞき、入居者負担となります。

また、2人入居の方で、1人が介護状態となり、一般居室で2人で住まうことが難しくなった場合、1人(介護が必要な方)に共用介護個室(一時介護室兼用)の利用をお勧めします。ただし共用介護個室(一時介護室兼用)は、専用利用権が発生するものではありません。お体の状態や他の利用者の状況等により、利用する共用介護個室(一時介護室兼用)を変更する場合があります。

なお、2人入居の方で1人がそのまま一般居室の利用に関する権利を有し、他の1人が新たに介護居室の利用に関する権利を取得する場合は、介護居室の新規契約を締結していただきます。ただし入居者が希望しないにもかかわらず、介護居室の新規契約を施設から要請することは一切ありません。

お問い合わせ・お申し込みは

神戸〈ゆうゆうの里〉

フリーダイヤル 0120-658-870

〒651-1133

兵庫県神戸市北区鳴子 3-1-2(神戸電鉄粟生線西鈴蘭台駅より約 800m)

〈ゆうゆうの里〉ホームページ

<https://www.yuyunosato.or.jp>

神戸〈ゆうゆうの里〉価格表

一般居室【Aタイプ～Eタイプ】

2025年度